

通所型サービスにおける現行相当サービスの特例利用期間について

介護保険係 給付担当



前提事項：通所型市基準サービスの 運用パターン

① 単独型運用

市基準サービスと通所介護や現行相当サービス（以下「通所介護等」という。）を時間、曜日や場所（以下「単位」という。）を分けてサービス提供を行う方法。

② 一体型運用

通所介護等と単位を分けるのが困難な場合等で、同一単位でサービス提供を行う方法。



現行相当サービスの特例利用期間の概要及び趣旨(その1)

【概要及び趣旨】

小金井市においては、総合事業が開始する平成28年10月から平成29年9月末までの間を、通所型サービスに限って市基準サービスの利用が適した方であっても特例的に現行相当サービスを使える期間(以下「特例利用期間」という。)としました。

利用者の総合事業への移行を、認定更新のタイミングに合わせ五月雨式としたことを考慮したもので、事業所の体制整備を第一に考えることが、利用者への配慮にも繋がると判断し特例措置を設けました。



現行相当サービスの特例利用期間の概要及び趣旨(その2)

【趣旨詳細】

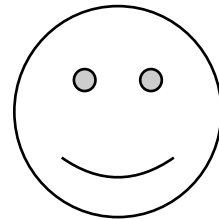
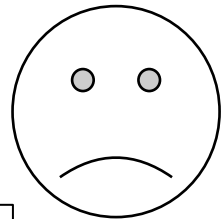
- ①市基準サービスは通所介護等と単位を分け、利用者の目的や目標にあった形でのサービス提供(単独型運用)を**基本**とします。(一体型運用も可能ですが、**特例利用期間は適用されません。**)
- ②急に別単位に分けることで、これまで通っていた曜日等が変更となり、利用者に不便が生じる可能性が考えられます。これを回避するため、事業所におかれましては、**特例利用期間中に利用者への制度の趣旨説明及び市基準サービスの受け入れ態勢の整備**をお願いします。



現行相当サービスの特例利用期間の概要及び趣旨(その2-2)

ケアプラン上は市基準サービスが適している方。
現行相当サービスを特例的に利用。

市基準サービスの利用開始！



A
事業所

特例利用期間
(事業所準備期間)

市基準サービスの提供開始

最大平成29年9月末まで期間を延長できます。



現行相当サービスの特例利用期間の概要及び趣旨(その3)

【一体型運用を予定している事業所について】

特例利用期間は市基準サービスと通所介護等を単位を分けて提供するための体制が整うまでの準備期間です。

よって、当初から一体型運用でサービス提供する予定の事業所は、**特例利用期間は適用されず、ケアプランにおいて市基準サービスの利用が位置付けられた利用者が発生した時点から、市基準サービスを提供するようご検討ください。**また、サービス提供の前には必ず指定申請をお願いします。



現行相当サービスの特例利用期間の概要及び趣旨(その4)

当初より市基準サービスを提供する予定のない事業所において、利用者の中に市基準サービスに適した方がいる場合は、**事業所変更**を利用者及びケアマネジャーとご検討ください。
(市基準サービスを提供している事業所の一覧につきましては、ホームページ等で随時公開してまいります。)



特例利用期間が適用されないパターンの整理

- ① 当初から市基準サービスの提供予定のない事業所
→市基準サービスが適切な利用者については、利用者本人、ケアマネジャーとともに**事業者変更をご検討ください。**
- ② 一体型運用予定の事業所
→市基準サービスが適切な利用者がある場合、**その方が更新を迎えたらすぐに市基準サービスの提供ができるよう事前に指定申請をお願い致します。**
- ③ 市基準サービスの指定を受けた事業所
→**指定を受けた時点で特例利用期間は終了です。**



特例利用期間適用事業所の市基準サービス提供開始のタイミング(その1)

【開始のタイミング】

基本的には、事業所の体制整備及び利用者への説明が終わった時点で、市基準サービスの提供を開始していただきたいと考えています。

よって、**市基準サービス提供に必要な人数の利用者が総合事業に移行し、提供体制が整い次第、市基準サービスの提供を開始していただきますようお願い致します。**



特例利用期間適用事業所の市基準サービス提供開始のタイミング(その2)

【指定申請のタイミング】

市基準サービス提供開始月の前々月末日(新規で事業所を開設する場合は、サービス提供開始月の3か月前の月末日)までに介護福祉課へ指定の申請をしてください。

※現行相当サービスにおいてみなし指定されている事業所であっても、市基準サービスを提供する場合は、指定の申請が必要です。

(例)

①平成29年4月から市基準サービスを提供する場合

→平成29年2月末(新規開設事業所は平成29年1月末)までに申請

②特例利用期間終了直後の平成29年10月から市基準サービスを提供する場合

→平成29年8月末(新規開設事業所は平成29年7月末)までに申請



特例利用期間中の請求について

【請求】

特例利用期間中は現行相当サービス用コードで請求してください。

※サービスコード表はホームページにて公開しています。

※指定状況に応じて、選択するコードが異なります。